

令和 5 年 10 月 24 日

杉本不二雄委員長 様

新潟医療福祉大学
丸田 秋男

柏崎市地域包括ケア計画素案に対する意見について

このたびの介護保険運営協議会については、新潟市教育委員会の日程が先に入っていましたので、誠に恐縮ですが欠席させていただきます。

つきましては、議事(1)柏崎市地域包括ケア計画素案に関する意見を下記のとおり提出させていただきます。

なお、当日資料となる議事(2)第9期介護サービス基盤整備計画(案)及び議事(3)国が定める標準段階(1号保険料負担)の多段階化については、意見がある場合は別途提出いたします。

記

1 第1章 (2)他の計画との関係について(9頁)

- 地域福祉計画と他の福祉計画を同列に取り扱っていますが、他の計画との関係については、図示されていることと整合を図ることが望ましいと思われれます。
- 「本計画は地域福祉計画や障がい福祉計画をはじめ」は、「本計画は地域福祉計画を福祉分野の上位計画とし、障がい福祉計画や子ども・子育て支援事業計画をはじめ」と修正することについて検討をお願いします。
- また、その場合、文中に「地域福祉」に関する計画が併記されています。地域福祉計画を福祉分野の上位計画として位置づけることを明記するのであれば、「地域福祉」は削除することが適切かと思われれます。
- さらに、「重層的支援体制整備事業実施計画(未策定)」の関係についても、検討しておく必要があるかと思われれます。法上は、重層的支援体制整備事業を実施する場合は、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めなければならないとされていることから、図中に「重層的支援体制整備事業実施計画」の位置づけを示すか、又は(注)で重層的支援体制整備事業実施計画の策定予定年度を付すことについて検討をお願いします。
→「重層的支援体制整備事業実施計画」の位置づけを示し方については、国の資料を添付します。

2 第4章 基本目標3について(64頁)

- 人材確保は重要課題です。55頁の(3)まとめと考察においては、「介護職のイメージアップを図り、若年世代をはじめ、子育てを終えた層や元気な高齢者に介護についての啓発や介護職のPRを積極的に進めていくなど」とし、目標達成に向けた方策が示唆されています。
- ついては、基本目標3にこの示唆を活かすことを検討してはいかがでしょうか。例えば、「介護人材不足に対応するため」の次に、「若年世代をはじめ子育てを終えた層や元気な高齢者などの多様な人材確保や業務効率化に向けた」を追加することについて検討をお願いします。
→95頁の施策の方向性の記述(離職者の再就職のほか、外国人、無資格者や元気な高齢者の就職促進)との整合を図る必要がありますが……。

3 第5章 基本目標1 現状と課題について(71頁)

- 平均自立期間の説明は、「日常生活動作が自立している平均期間」としています。「健康寿命」の定義については、国等においては①日常生活に制限のない期間の平均、②自分が健康であると自覚している期間の平均、③日常生活動作が自立している期間の平均の3つが示され、柏崎市については「③」を用いることとしていると理解しています。
- ついては、現状と課題の記載において、2段落目(国保データベースシステムによると)の前に、本市では、健康寿命の指標については、新潟県や他の自治体と、比較できるように、日常生活動作が自立している期間の平均を算出しています。を追加し、国保データベースシステムによると、本市の平均自立期間は〇〇〇〇〇〇となっています。といった文脈にすると(市民に対して)分かりやすい記述になるかと思います。

4 第5章 基本目標 現状と課題について(78頁)

- 4段落目(生活支援コーディネーターは)の2行目の第1層協議体(地域の支え合い推進会議)の記述については、市の自己評価シート(フェイスシート)のように、全市レベルの第1層協議体(地域の支え合い推進会議)と修正すると、第2層協議体(地区単位の住民協議の場)との違いが明確になるのではないのでしょうか。

※取り急ぎ、気がついた点について意見を述べさせていただきました。素案の全体に対する読み込みが十分ではないので、断片的な意見になっていることはお許しください。

各種関連計画との関係①

- 地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられている。(法第107条第1項第1号)

※ 地域福祉計画と各分野の計画については、その共通的な事項について調和が保たれている必要がある。

- 重層的事業計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容とも整合(注)していることが必要。

※ 特に、重層的支援体制整備事業として、各分野の一体的に取り組むこととなる以下の各事業に関する事項については、共通事項となる。

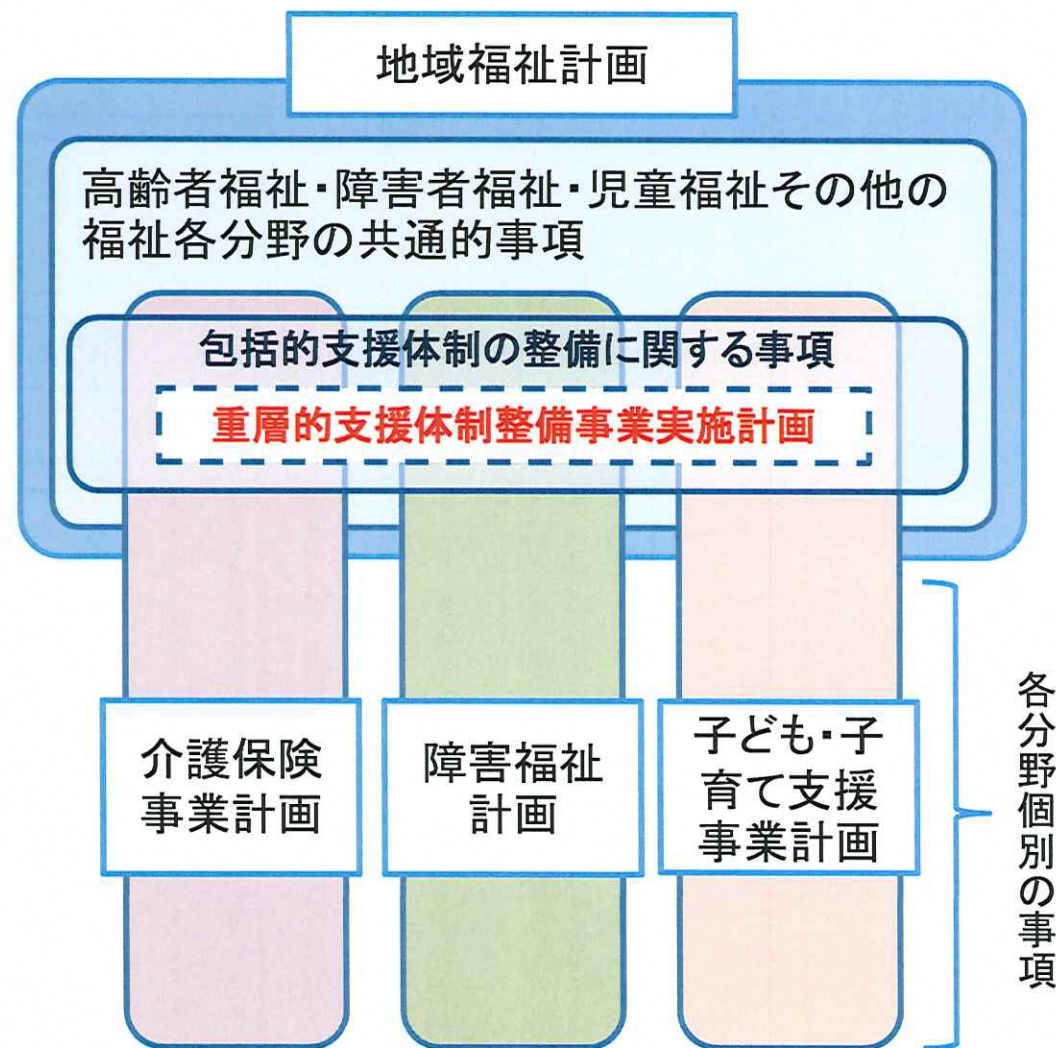
【相談支援】

- <介護> 地域包括支援センター
- <障害> 障害者相談支援事業
- <子ども> 利用者支援事業

【地域づくり支援】

- <介護> 地域介護予防活動支援事業
- <介護> 生活支援体制整備事業
- <障害> 地域活動支援センター事業
- <子ども> 地域子育て支援拠点事業

【各種関連計画の関係イメージ図】



注) 各関連計画については、各制度全体の計画として、介護・障害は3年毎、子どもは5年毎に策定されることとなっている。重層的事業計画は、事業内容の具体的な実施方法等を規定するものとして、地域福祉計画及び各関連計画の範囲で、年度毎などで見直しが行われることを妨げない。